

大島町の中小企業者に対する金融支援の拡充について (平成25年台風26号による被害への対応)

平成25年台風26号による大島町における大雨被害について、国は、去る11月8日に同災害を局地激甚災害として指定し、また、本日、同町を中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号(突発的災害)地域として指定しました。

東京都では、大島町の中小企業者に対する「災害復旧資金融資」を10月18日から実施していますが、国の指定等を踏まえ、金融支援策を下記のとおり大幅に拡充しますので、お知らせいたします。

記

1 制度拡充のポイント

- 土石流等により甚大な直接被害を受けた中小企業者に対して、融資限度額を大幅に拡大(8,000万円⇒5億6,000万円)するとともに、利子を全額補給(融資額1億円を上限)。
- 売上減などの間接被害を受けた中小企業者に対しても、2億8,000万円の別枠融資を設定、都が保証料の2分の1を補助。

2 融資制度の概要

被害状況	直接被害への支援(別紙1)		間接被害への支援(別紙2)
制度名	災害復旧資金融資		経営支援融資(経営セーフ)
	【拡充前】	【拡充後】	【新規】
融資対象	土石流に伴う事業所や設備の損壊等の被害を受け、大島町長より災証明書の発行を受けた中小企業者		取引先の被災や観光客の減少に伴う売上減等の被害を受け、大島町長よりセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者
資金用途	事業の再建に必要な資金		経営の安定に必要な資金 〔通常の融資枠とは別枠〕
融資限度額	1企業(組合) 8,000万円以内	1企業(組合) <u>5億6,000万円以内</u>	1企業 2億8,000万円以内 1組合 4億8,000万円以内
うち無担保	8,000万円以内	<u>1億6,000万円以内</u>	8,000万円以内
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置期間1年を含む。)	運転資金 10年以内 <u>設備資金 15年以内</u> (据置期間1年を含む。)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置期間2年を含む。)
融資利率	1.5%～1.7%	<u>1.5%*</u>	融資期間に応じて、 1.5%～2.0%以内
利子補給	—	<u>融資額1億円を上限に 利子を全額補給</u>	—
保証料補助	信用保証料の全額を補助		信用保証料の2分の1を補助

* 利率が1.7%の融資については、都が0.2%の利子補給を実施し、実質的な利率を1.5%とします。

3 受付場所

取扱指定金融機関(【参考】大島町内では、七島信用組合本店・波浮港出張所、みずほ銀行大島特別出張所)
大島町商工会 ほか

4 受付開始 平成25年11月15日から

※ 詳細については、別紙1・2をご覧ください。

【問い合わせ先】

産業労働局金融部金融課

電話 03-5320-4877(直通)